

地域の医療・介護はこれからどうなる??



あなたも医療難民・介護難民に!?

大阪府・市地方自治研究会分野別集会

3月14日、大阪府・市地方自治研究会の分野別集会として「地域の医療・介護はこれからどうなる??あなたも医療難民・介護難民に!」をテーマにシンポジウムが開催され、住民や自治体労働者を中心に60名が参加しました。

住民生活を守る 公務員の役割は大きい

基調報告を行った井上賢二さん（大阪社会保険推進協議会会長）は、安倍内閣がすすめる医療保健や福祉の切り捨てを具体的な内容で説明し、国民の生活破壊が深刻になっていく実態を告発し、住民生活を守る公務員の役割は大きいと強調しました。

厳しい実態のなかで輝いている実践活動

基調報告を受けての3人の実践報告やフロア発言では、生活破壊の実態が明らかになり、運動の方向性を見出すことができました。

いることが分かり、大阪府の運営費負担金の削減に反対という結果が得られた」と報告し、多くの患者や府民が国のすすめる医療政策に不安や反対の声を寄せていることを紹介しました。

安全衛生委員会は職場の安全衛生に関する事実上の労使協議の場

安全衛生委員会は、職員安全衛生管理規程第18条により「本庁及び職員数が50人以上の出先機関等に設置する」となっており、私の職場であるなにわ北府税事務所も安全衛生委員会が設置されています。当委員会は、同規程第19条第1項により安全衛生管理員1名（所長）、同項第2号の衛生管理者と衛生管理指導員各1名、3号の産業医1名、5号の衛生に関し経験を有する者4名の8名で構成されています。

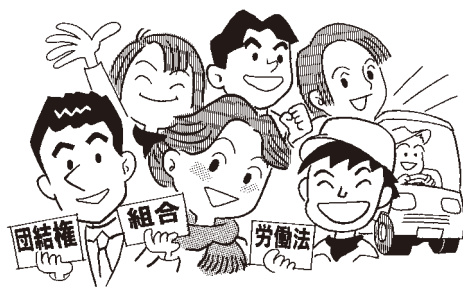
「私の職場のローアン活動」②

なにわ北府税（前編）

府税支部なにわ北分会 下村 和行

この規程は、労働基準法と相まって職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成と促進を目的とする法律である労働安全衛生法に基づき定められたものですが、職場の安全衛生に関する事実上の労使協議の場である委員会が労使対等となるよう定めた重要な点です。

わけて、同ページには庁内の健康安全衛生に関する事業やとりくみも掲載されていますので、この機会に是非一読ください。後編では具体的な活動を紹介します。



ローアンのススメ²⁷

このうち5号委員の4名は、同条第3項の規定「安全衛生管理者は、自己以外の委員の半数については、職員を持って組織する職員団体の推薦による」となっています。

粘り強いたたかいで賃上げを勝ち取る

- 不当にも一時金の引上げは実施せず
- 国立病院職員に準じて「給与制度の総合的見直し」を強行



府立病院労組

3月20日、病院労組は病院機構当局と団体交渉を行いました。病室の賃上げは実施しない」との態度に固執していましたが、職場からの怒りの声と粘り強いたたかいで「昨年4月によって「昨年4月にさかのぼって賃上げを実施する」との回答を引き出しました。

①平成26年4月にさかのぼって、国立病院機構に準じて給与改定（平均0.45%引）を実施する。

②国立病院に準じて、平成27年4月から平均1.28%引き下げる（ただし3年間は現給保障）

③交通用具使用者の通勤手当を平成26年4月にさかのぼって引き上げ

④大阪府に準じ、月額通勤手当の上限を平成27年4月から5.5万円

今回の回答は、一時金の引上げを実施しなかったことと「給与制度の総合的見直し」による賃上げなど、不満な内容ではありませんが、私たちの粘り強いたたかいで全国の労働組合の支援によって、一定の到達を築くことができました。

一時金の引上げをはじめとする大幅賃上げ、健康で働き続けられる病院職場を！

たたかいで切りひらく

長・健康医療部長あての要請書も9団体から寄せられました。

この間、府職労・病院労組は、賃上げを求める署名と要請行動をとりくみ、1883筆の署名を提出しました。また、病院機構理事「労働行為をするな」の声を

大きく広げてきました。今回の到達点は、こうしたとりくみによって築かれたものです。

病院労組は、この到達点を確認するとともに、引き続き、一時金の引上げをはじめとする大幅賃上げ、健康で働き続けられる病院職場をつくるために全力で奮闘します。

たたかう若者たちとブラック企業の実態③

首都圏青年ユニオン委員長 神部 紅さん

増え続ける若者ホームレス

路上で生活している20歳代・30歳代の若者は増えています。こういう話をすると「本当ですか」

窓口に路上生活をしている若者が行くと、「コンビニなどに置いてあるフリーペーパーを渡されて

「家がないのなら、住み込みの仕事もあるから応募しなさい」と言っ

過労死するほど仕事があつて、自殺するほど仕事がない

厚生労働省は月80時間の時間外労働を「過労死ライン」と定めていま

安心&おトク
自治労連共済

春のキャンペーン (4月1日~6月30日)

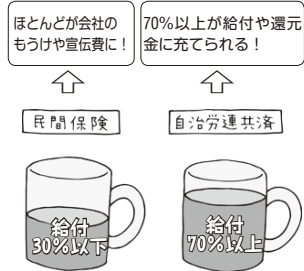
もしもの時の病気や火災など大変役に立ちます

組合員相互の助け合いで安心

自治労連共済は、組合員とその家族の助け合いを目的とした自主共済です。CMなど宣伝費用や外交員の人件費など莫大な経費をかけず、もうけを追求しないので、安い掛け金で充実した保障の共済制度です。だから、掛け金の70%を給付にあてられ、剰余金があれば個人還元金として加入者にお渡しします。

また、1年更新なので、毎年ライフプランに合わせて掛け金と保障の変更もできます(保障を上げる場合は健康告知が必要)。必要な保障を安い掛け金で、余りは貯金するなど見直すこともできます。すでに保険に入っている方も、この機会に見直してみませんか？

みんなで助け合う自治労連共済にぜひ加入ください。ご相談は、職場の役員か府職労まで。



新規加入者を含むすべての加入者にすてきなプレゼント

新規加入者・加入者の中から抽選で

- 1 等 3万円旅行券(1本)
- 2 等 1万円商品券(15本)
- 3 等 千円図書カード(40本)

〈新規加入者・追加加入者すべてに図書カードプレゼント 1件につき1000円〉

新入組合員・対象者にはセット共済「10型」を1年間プレゼント

プレゼント対象者

・2007年4月以降採用者で、キャンペーン期間中に組合に新規加入した組合員を対象とします。

・2003年4月以降採用者で、共済未加入の組合員を対象とします。

安心1

セット共済

加入対象		本人・配偶者
月掛金		1,070円
入院保障(日額)	病気・ケガ 入院1日目から	2,000円
	がん 1日~180日 自治労連共済が定めるがんを対象	3,000円
	不慮の事故 1日~180日	4,000円
	交通事故 事故日から180日以内 1日~180日	7,000円
通院保障(日額)	病気・ケガ 連続7日以上安静加療が必要と診断、又は連続して5日以上入院後	1,000円
	不慮の事故 連続5日以上安静加療が必要と診断 1日~90日	1,000円
	交通事故 事故日から180日以内の実通院	1,500円
死亡・重度障害	病気・ケガ	100万円
	不慮の事故	200万円
	交通事故 事故日から180日以内	400万円
	後遺障害(労基法施行規則別表3級~14級)	90万円~4万円
手術見舞金(1回につき) 自治労連共済が定める手術を対象(日帰り可)	病気・ケガ	100万円
	不慮の事故	180万円~8万円
	交通事故 事故日から180日以内	360万円~16万円
手術見舞金(1回につき) 自治労連共済が定める手術を対象(日帰り可)		30,000円

病気入院は1日目から給付
日帰り入院も給付対象です(1日~180日)

通院だけでも給付

ライフスタイルにあわせていろいろなセット型もあなただけ

共済のある組合は安心

バイク事故で通院だけでも給付! 助かりました

セット10型加入 月掛金 1,070円

給付合計金額 107,500円

交通事故 41日 ケガ不慮の事故 41日 診断書 1件



安心2

火災共済

たとえば
月々125円(木造250円)の掛金で⇒最高500万円の保障

年間掛金	構造	持ち家にお住まい	借家にお住まい
1500円 (月125円)	耐火	家財の保障 200万円	家財の保障 500万円
3000円 (月250円)	木造	建物の保障 300万円	



一人暮らしの方にも役立っています

火災共済がカバーするのは火事だけではなく。実は保障しているケースが意外に多いのが「落雷」! 落雷でパソコンが壊れたなどの家電製品への保障です。身近な事故を保障する火災共済には加入しておきましょう。



他人の車が飛び込み、門がこわれた



落雷でパソコンなど家電製品が故障した



洪水で床上浸水となった



台風で屋根瓦が飛ばされた(10万円以上の損害の場合)



泥棒の侵入でドアや家具を壊された(5万円以上の損害の場合)



上階の他人の居室からの漏水で、壁にシミが生じた

均0.45%引 築へんごができました。

をすると「本当ですか」「自分の周りでは見たことない」とよく言われます。探せば仕事がある「かも」かもしれませんが、それはまあいいとして、不安定な就労、不安定な住居、住み込み、会社の寮・社宅、借り上げ住宅などに居を構え就労するという状態は、住まいが人質にさらされて働いているような状況といえます。例えば、ラック企業で働いていても声をあげづらい。それは「お前のかわりなんていくらでもいる」「文句があるならここを出て行け」と言われてしまうからです。仕事を失い住むところを追い出されれば、サウナやネットカフェ、24時間営業のファミリールーフトランやファストフード店などで夜を過ごすざるを得ません。こうしたところを経て、ジワジワ路上にも流れていくという実態があります。どこで夜を過ごすかはその日の所持金次第で決まるのです。

現在、「探せば仕事がある」「働ければまともに見える」「選ばれる」というのは、神話になっていると言えます。生活保護の

次は具体的な事例を紹介したいと思います。

「首の周りは見えたことない」とよく言われます。探せば仕事がある「かも」かもしれませんが、それはまあいいとして、不安定な就労、不安定な住居、住み込み、会社の寮・社宅、借り上げ住宅などに居を構え就労するという状態は、住まいが人質にさらされて働いているような状況といえます。例えば、ラック企業で働いていても声をあげづらい。それは「お前のかわりなんていくらでもいる」「文句があるならここを出て行け」と言われてしまうからです。仕事を失い住むところを追い出されれば、サウナやネットカフェ、24時間営業のファミリールーフトランやファストフード店などで夜を過ごすざるを得ません。こうしたところを経て、ジワジワ路上にも流れていくという実態があります。どこで夜を過ごすかはその日の所持金次第で決まるのです。

若者の2人に1人は不安定労働 政策的に正規雇用の枠は減らされ、若者の2人に1人が不安定労働を選ばざるを得ない状況になっています。どんなにいい大学を出ても、どんなに仕事ができても、関係ないのです。2人に1人が不安定労働、これは個人の努力や能力の問題ではなく、社会構造的な問題なのです。実際に高学歴の若者ホームレスもいますし、若者ホームレスの多くは正社員として働いていた経験を持っています。異常な長時間過密労働を強いられ、働き続けられなくなり、そこから離脱してしまうという経過をたどる。こうしたケースも散見できます。

不安定労働にならないように努力すればいい、気をつけなければならない問題ではありません。個人の努力だけではどうも動き方や生き方は救えませんし、逃れられませんが、自分が安定した働き方を選び取れたとしても長時間過密労働が待っていますし、自分の家族や大切な人、友人たちは非正規を選択せざるを得ない状況にさらされています。こうした社会構造に立ち向かっていかなければ根本的解決はできないわけでは